

第 1 4 回 生殖補助医療部会	資料 6
平成14年6月14日	

厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会報告書
第14回生殖補助医療部会報告書レジメ (スウェーデン)

報告テーマ「スウェーデンの体外受精法改正について」

日 時 平成14年6月14日
場 所 厚生労働省内
報告者 菱木昭八朗
(専修大学名誉教授)

(1) 改正体外受精法の対象とその適用範囲 (第1条)

体外受精法は配偶者間体外受精と非配偶者間体外受精の双方に適用される。

体外受精は受精卵の作成(befruktning)と作成された受精卵を人体に挿入する場合(infrande)に適用される。(改正体外受精法第1条) (以下条文名のみ記載)

(2) 改正体外受精法の適用要件

1. 体外受精を受けることができる者 (第3条)

体外受精は、配偶者間体外受精であると非配偶者間体外受精の場合であるとを問わず、有夫の婦(夫婦またはサンボー(sambo)*)に限られる。

2. 体外受精に使用される精子及び卵子の制限 (第2条)

I 配偶者間体外受精の場合

夫婦またはサンボーの精子と卵子

II 非配偶者間体外受精の場合

イ 体外受精に体外受精を受ける者の卵子が使用される場合、夫またはサンボー以外の者から提供された精子を使用することができる。

ロ 体外受精に体外受精を受ける本人以外の者の卵子が使用される場合、夫またはサンボー以外の者から提供された精子又は卵子を使用することができない。

提供精子及び提供卵による受精卵の作成も、そしてまた提供精子と提供卵によって作成された受精卵を体外受精に使用することも、したがってまた提供胚(余剰胚)による体外受精も認められていない。

3. 精子または卵子の提供者が死亡した場合の提供精子または卵子の使用禁止 (第6条第2項)

尚、社会省プロメモリアの段階までは中絶胎児から採取された卵巣、卵細胞の使用禁止規定が設けられていたが、政府原案では削除

- イ 体外受精に使用できる受精卵の数
- ロ 受精卵の保存期間（人受精卵の取り扱いに関する法律参照）
- ハ 未使用凍結受精卵の処分権

(3) 体外受精に使用することのできる精子または卵子の提供者と提供の条件
(第2条)

I 成年に達していること

尚、社会省プロメモリアの段階までは、更にその外に卵子提供者の条件として、卵子提供者本人が体外受精を受ける者であることが必要とされていたが、政府原案の段階で削除された。

II 書面による使用許諾ができること

III 使用許諾の撤回

(4) 体外受精の実施病院（第4条）

1. 配偶者間体外受精の場合
2. 非配偶者間体外受精の場合

(5) 体外受精実施病院の義務（第5条）

1. 体外受精担当医師の適格性審査義務
2. 体外受精実施記録の保存義務

(6) 体外受精実施病院に対する裁判所の体外受精実施記録提出命令と体外受精実施病院の裁判所に対する体外受精実施記録提出義務（第8条）

(7) 秘密保護法と非配偶者間体外受精子の自己の出自を知る権利（第7条）

(8) 体外受精法違反者に対する罰則（第9条）

(9) 監督官庁の規則制定権（11条）

(10) 非配偶者間体外受精子の父性と母性（改正親子法第1章第7条、第8条）

*sambo (pl. sambor)。サンボーと発音される。婚姻類似の形態において生活を共にする男女のこと。人工授精法では man under ¶ktenskapsliknande f¶rh¶llanden という表現が用いられている。また場合によっては、¶ktenskapsliknande samboende と呼ばれているときもある。パートナーシップ登録法の場合を除いて、スウェーデン家族法の中で婚姻夫婦と同様な取り扱いを受けている。

以上

付属資料

1. 改正体外受精法日本語訳及びスウェーデン語原文
2. その他の関係資料 「諸外国の卵子・精子・胚の提供等による生殖補助医療に係る制度及び実情に関する調査研究」（スウェーデン）参照

(菱木昭八朗記)